

5. 土地の先行取得に関する報告

平成26年6月から平成27年2月にかけて実施した土地の先行取得では、192名の方と契約し、92,847.86㎡を取得しました。



ご協力ありがとうございました。

目的	契約者数	筆数	取得面積
公園・緑地用地 墓地用地	192名	206筆	92,847.86㎡

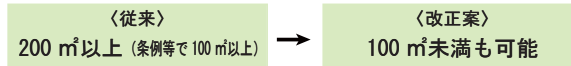
6. 跡地利用推進法の改正

現在、国会で跡地利用推進法の改正に向けた審議が行われています。跡地利用推進法が改正されると、「特定駐留軍用地跡地」が創設され、土地の先行取得の期間が延長されます。併せて、跡地法施行令の改正があり、対象となる面積要件が緩和されます。

■土地の先行取得の適用期間



■面積要件の緩和



跡地利用推進法が改正されると、土地の先行取得期間の延長、面積要件が緩和されます。



7. 跡地利用計画の策定に向けたスケジュール

今後、7月を目途に跡地利用計画を庁議決定することを目指し、以下のスケジュールで検討をおこなうことを予定しています。

	3月	4月	5月	6月	7月
地権者				説明会	
協議会		作業部会	協議会		
委員会等	検討委員会			策定委員会	庁議決定

今後、庁議決定に向けて検討を進めていきます。それまでに、説明会等を開催し、地権者の皆さまにご説明したいと考えておりますのでご参加の程宜しくお願い致します。



キャンプ瑞慶覧 西普天間住宅地区

まちづくりニュース

Vol. 38



現在、土地利用計画(修正案)を見直しています。7月までに地権者の皆様に説明させていただきます。

1. 現在の状況

平成27年3月31日の返還が予定されているキャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)の跡地利用については、平成25年度に従来の「住宅中心のまちづくり」から「新たな都市機能を有するまちづくり」に方針を見直した上で、地権者の皆様へ説明会やアンケートを重ねながら土地利用計画を作成してきました。

また、平成26年4月に沖縄県・宜野湾市から国に対し国際医療拠点形成に向けた要請をおこない、その後、平成26年6月には、沖縄県・宜野湾市・琉球大学の3者から国に対し琉球大学医学部及び同附属病院の西普天間住宅地区への移設による国際医療拠点の形成に向けた要請をおこない、国際医療拠点形成に対する概ねの方向性が固まりました。

このほか、平成25年12月に普天間高等学校同窓会から普天間高等学校の西普天間住宅地区への移設に関する要望書が提出されました。また、平成26年5月には、普天間高等学校同窓会及び普天間高等学校PTAから普天間高等学校の西普天間住宅地区への移設に関する署名(17,511筆)が提出されています。

このような状況を受けて、市では「土地利用計画(修正案)」を作成しました。そして、平成26年8月に実施した地権者アンケート(回収率54%)では、「土地利用計画(修正案)」の内容について概ね8割以上(管理型墓地ゾーンについては約6割)の賛同を頂いたところです。

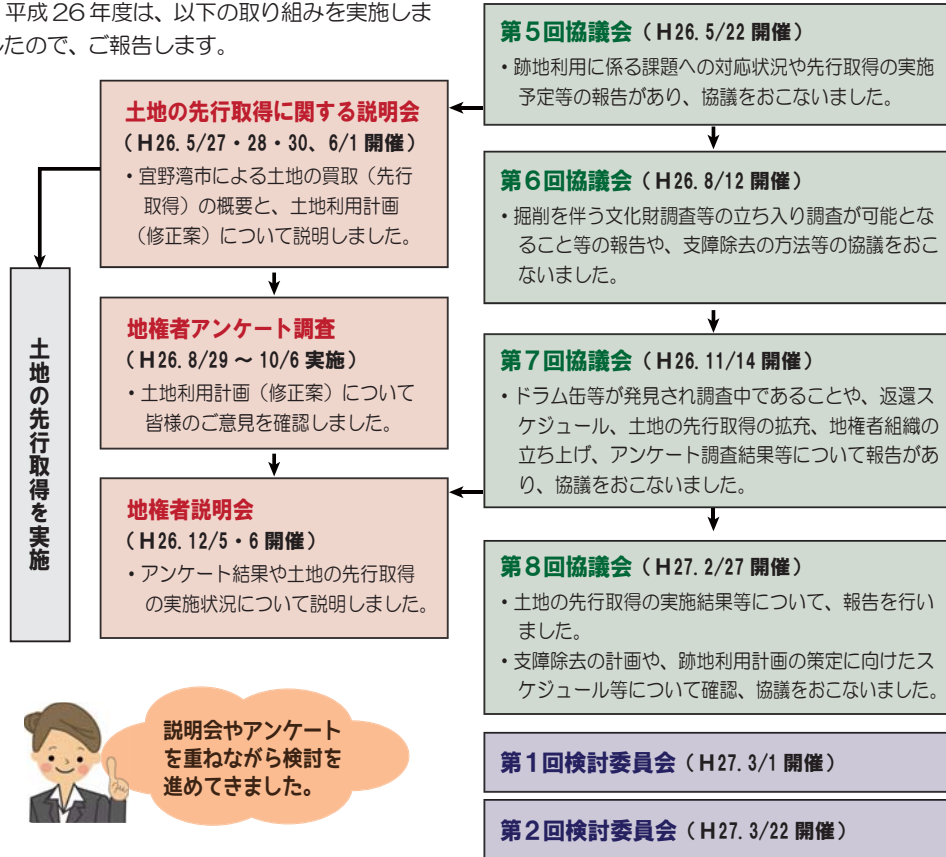
その後、「土地利用計画(修正案)」をより具体的に検討していく上で、専門的な知識を有する方の意見を聞く必要性が高くなり、平成27年3月に、学識経験者、専門家、地権者代表者、国・県・市の職員からなる「キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)跡地利用計画調査検討委員会」を2回開催し、討議して頂きました。

今後、4月以降に地権者の皆様のご意見を伺いながら、検討委員会での討議内容を踏まえた跡地利用計画を検討する予定です。皆様のご意見を伺う際には、再度ご案内いたしますので、ご協力をお願いいたします。

< 問い合わせ先 > 宜野湾市 基地政策部 まち未来課
TEL: 098-893-4411 (内線 308.309) FAX: 098-892-7022 (担当: 塩川・山城)

2. 平成 26 年度の取組み

平成 26 年度は、以下の取り組みを実施しましたので、ご報告します。



説明会やアンケートを重ねながら検討を進めてきました。

4. 支障除去の計画について

- ・これまで、沖縄防衛局が資料等調査や地質調査、調査設計を実施してきました。
- ・平成 27 年度から、土壤汚染調査や不発弾探査、廃棄物探査をおこない、除去すべきものが発見された場合に処理工事を実施することです。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
手続き	資料等調査			
物件撤去		調査設計	建物解体工事	
土壤汚染調査			概況調査・詳細調査・処理工事	
不発弾探査		地質調査	探査・除去	
廃棄物探査			探査・処理工事	

※土壤汚染が確認された場合、処理工事を実施。
※発見された土壤汚染については、詳細調査を行い関係機関との協議を行った上で処理工事を実施。

※埋蔵廃棄物が確認された場合、処理工事を実施。



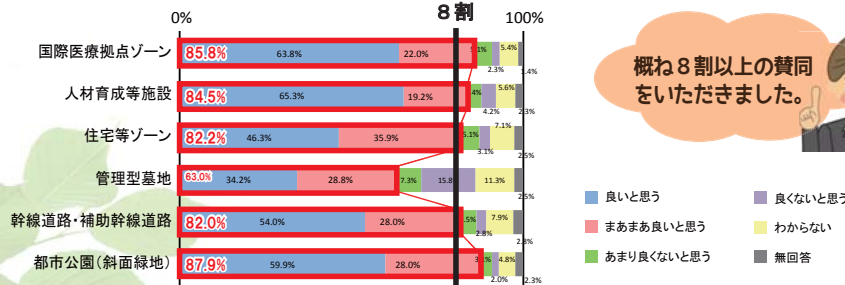
沖縄防衛局がこれらの支障除去を行います。

※ 撤去する物件や発見された廃棄物によって、水質汚濁の恐れがある事象が確認された場合、水質汚濁調査を実施。

3. 地権者アンケート結果（一部抜粋）

平成 26 年 8 月に実施した地権者アンケート（回収率 54%）では、土地利用計画（修正案）の内容について、概ね 8 割以上（管理型墓地ゾーンについては 6 割）の賛同をいただきました！

土地利用計画（修正案）に対する地権者の意見



【物件撤去】

区域内にある建物や工作物を撤去します。



【土壤汚染調査】

区域内のうち、これまでに造成などの改変が確認されたエリア（黄色着色部）について、土壤汚染がないか調査し、確認された場合、処理工事を行います。



【不発弾探査】

区域内全域で不発弾がないか調査します。（探査深度などは、土質調査結果などを踏まえ決定します。）



【廃棄物探査】

区域内全域で廃棄物がないか調査し、確認された場合、処理工事を行います。

